

食品安全委員会（第972回会合）議事概要

日 時:令和7年2月18日（火） 14:00～16:24
場 所:食品安全委員会大会議室
出席者:山本委員長ほか6名出席
傍聴者:一般63名

（1）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関する リスク管理機関からの説明について

・有機フッ素化合物（PFAS） 2案件

水道により供給される水の水質基準の設定について（ペルフルオロ
オクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA））

→環境省から説明。

諮問に先立って昨年6月に実施した食品安全委員会の自ら評価の結果で求めたリスク管理措置等の項目が適切に行われているかを確認することにより評価を行うことで合意した。その前提として PFAS に関して、自ら評価結果に影響を与える新たな科学的知見はないことを確認した。

環境省から今回の基準案が TDI を踏まえた数値であること、その他自ら評価で求めた項目（PFAS にばく露され得る媒体における濃度分布のデータ収集とそれに対する対応 等）に対する措置等についての説明があった。これらを踏まえ、指摘事項に適切に対応していることを確認した。

その結果、本件については、食品安全基本法第11条第1項第2号の「人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるとき」に該当すると認められるとし、リスク管理機関（環境省）に通知することとなった。

ミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）の規格基準の設定について
（ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオク
タン酸（PFOA））

→消費者庁から説明。

環境省においてより包括的な対策が講じられており、その前提でミネラルウォーター類についても検討が行われているものであることから、消費者庁において独自に実施されている内容を中心に確認することにより評価を行うことで合意した。

消費者庁から今回の規格案が TDI を踏まえた数値であること、今回諮問対象ではないミネラルウォーター類（殺菌・除菌無）については、

原水はその衛生確保に十分に配慮しなければならないこと、人為的な環境汚染物質を含むものではあつてはならないこと等の製造基準に適合するものでなければならないこと等について説明があった。これらを踏まえ、指摘事項に適切に対応していることを確認した。

その結果、食品安全基本法第11条第1項第2号の「人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるとき」に該当すると認められるとし、リスク管理機関（消費者庁）に通知することとなった。

また、環境省・消費者庁に対し、PFASに関する科学的知見の収集等について引き続き対応するよう伝達した。

- ・ 遺伝子組換え食品等 3品目
JPAo013株を利用して生産されたホスホリパーゼ
除草剤グルホシネート、ジカンバ、アリルオキシアルカノエート系及びトリケトン系耐性ダイズ MON94313 系統（食品）
除草剤グルホシネート、ジカンバ、アリルオキシアルカノエート系及びトリケトン系耐性ダイズ MON94313 系統（飼料）

→消費者庁及び農林水産省から説明。

本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会で審議することとなった。

（2）企画等専門調査会における審議結果について

- ・ 令和7年度食品安全委員会運営計画について

→事務局から説明。

本件については、意見の募集手続に入ることとなった。

- ・ 令和6年度食品安全委員会緊急時対応訓練の実施結果及び令和7年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画について

→事務局から説明。

本件については、報告された案のとおり決定した。

- ・ 令和6年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補の選定について

→事務局から説明。

本件については、企画等専門調査会におけるものと同じ結論、

「鶏肉中のカンピロバクタージェジュニ/コリ」については評価書の更新に向けて微生物・ウイルス専門調査会で議論を始めることとし、その他の7件については事務局において引き続き情報収集等を継続す

る。」
との審議結果が了承された。

(3) 肥料・飼料等専門調査会における審議結果について

- ・「アセチルシステイン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の山本委員長及び事務局から説明。

本件については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を肥料・飼料等専門調査会に依頼することとなった。

- ・「アセチルシステインを有効成分とする飼料添加物」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の山本委員長及び事務局から説明。

本件については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を肥料・飼料等専門調査会に依頼することとなった。

(4) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・動物用医薬品「プラレトリン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件については、動物用医薬品専門調査会におけるものと同じ結論、「プラレトリンの許容一日摂取量 (ADI) を 0.025 mg/kg 体重/日とする。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（消費者庁）に通知することとなった。

(5) 令和6年度食品健康影響評価技術研究課題の中間評価結果並びに令和7年度食品健康影響評価技術研究の採択課題（案）及び事前評価結果について

→担当の祖父江委員及び事務局から説明。

本件については、案のとおり決定することとなった。

(6) 令和7年度食品安全確保総合調査課題（案）について

→担当の祖父江委員及び事務局から説明。

本件については、案のとおり決定することとなった。

(7) 食品安全委員会が既に食品健康影響評価を有している抗菌性物質である動物用医薬品及び飼料添加物について、食品安全基本法第 24 条の規定に基づき意見を求められた場合の微生物学的 ADI に係る食品健康影響評価の取扱いについて

→事務局から説明。

本件については、案のとおり決定することとなった。